新規仮想通貨の販売に関する規則(案)

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、会員が行う新規仮想通貨の販売業務について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 発行

仮想通貨を新たに生成した上で、利用者に対して当該仮想通貨を交付し、利用できる状態に置く行為をいう。

(2) 発行者

仮想通貨を発行する者をいう。

(3) 新規仮想通貨

発行者が発行する仮想通貨をいう。

(4) 新規仮想通貨の販売

新規仮想通貨を売却又は新規仮想通貨と他の仮想通貨を交換する行為のうち、当該行為によってはじめて発行者(受託販売業務による場合には、発行者及び会員)以外の第三者が当該仮想通貨を取得するものをいい、新規仮想通貨を受け取る権利を売却し又は他の仮想通貨と交換する行為を含む。

(5) 自己販売業務

会員が自ら発行した新規仮想通貨の販売を行う業務をいう。

(6) 受託販売業務

会員が発行者の依頼に基づき新規仮想通貨の販売を行う業務をいう。

(7) 受託販売審査

会員が、受託販売業務を行うに際して、新規仮想通貨の販売の可否を審査する行 為をいう。

(8) 受託販売審査業務

受託販売業務のうち、受託販売業務を行う会員が果たすべき責任を全うするため に必要な受託販売審査を行い、新規仮想通貨の販売の可否の判断の基となる審査 意見を形成する業務をいう。

(9) 販売業務

自己販売業務及び受託販売業務を総称していう。

(10)受託営業業務

受託販売業務のうち、発行者に対して新規仮想通貨の販売に関する提案を行い、 当該仮想通貨の販売の条件の検討及び受託契約(第 13 条第 1 項に定める受託契 約をいう。)の締結及び履行に係る実務を遂行する業務をいう。

(11)仮想通貨関連業務

仮想通貨関連取引(販売業務を除く。)に関する一切の業務をいう。

(12)受託販売審査部門

受託販売審査業務を行う部署をいう。

(13) 受託営業部門

受託営業業務を行う部署をいう。

(14) 仮想通貨関連部門

仮想通貨関連業務を行う部署をいう。

(15)調達資金

新規仮想通貨の販売に基づいて取得した金銭又は仮想通貨をいう。

(16) 対象事業

調達資金の使途となる一切の事業をいう。

(17)購入者

新規仮想通貨の販売に際して、当該新規仮想通貨を取得する者をいう。

(18) 優待プログラム

会員があらかじめ設定した条件を成就した第三者に対して、発行者がその報酬として、新規仮想通貨の無償付与その他新規仮想通貨の有利な条件による販売を行うプログラムをいう。

(法令等の遵守)

第3条 会員は、販売業務を行う場合には、当該業務が資金決済法上の仮想通貨交換業に該当することを認識の上、資金決済法その他の関係法令及び協会が別に定める各種規則を遵守し、その業務を適正に行うとともに、購入者保護に努めなければならない。

第2章 必要な体制

(対象事業の審査)

- 第4条 会員は、自己販売業務を行うにあたっては、対象事業に適格性、実現可能性及び 持続可能性(以下「実現可能性等」という。)が認められることについて、次の各 号に掲げる審査項目(以下「対象事業審査項目」という。)に基づいて自ら審査す るものとし、かかる審査に必要な体制を整備しなければならない。
 - (1) 発行者の健全性及び独立性
 - イ 関連当事者との取引の必要性及び取引条件の妥当性
 - ロ 親会社等からの独立性
 - ハ 関係会社の管理の適切性
 - (2) 発行者のガバナンス及び内部管理体制の状況
 - イ 機関設計の妥当性
 - ロ 代表取締役、取締役及び取締役会その他これに準ずる意思決定機関の責任遂行の状況
 - ハ 監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能の状況
 - ニ 内部管理体制の運用状況及び牽制機能

- ホ 法令等遵守の状況
- (3) 発行者の財政状態及び資金繰り状況の健全性
- (4) 対象事業の適格性
 - イ 対象事業の適法性及び社会性
 - ロ 新規仮想通貨の販売を資金調達手段とすることの適格性
- (5) 対象事業の遂行のために必要な体制
 - イ 対象事業の遂行に必要となる許認可等の取得の状況
 - ロ 対象事業の遂行に必要となる知的財産権の保護の状況及び他者による権 利侵害の状況
 - ハ 対象事業の遂行に必要となる重要な契約の締結状況及び権利の確保の状況
 - ニ 対象事業の遂行のために必要となる人員の確保の状況
 - ホ 業績管理の状況
- (6) 対象事業の見通し
 - イ 事業計画の合理性
 - ロ 対象事業の技術的な実現可能性
 - ハ 対象事業の成長性及び安定性
- (7) 調達資金の使途の妥当性
- (8) その他会員が必要と認める事項
- 2 会員は、前項に基づく審査を実施するに際しては、次の各号に掲げる資料に基づいて実施しなければならない。
 - (1) 登記事項証明書
 - (2) 税務申告書
 - (3) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書
 - (4) キャッシュ・フロー計算書
 - (5) 定款
 - (6) 関連当事者、親会社等及び関係会社の一覧表
 - (7) 関係会社の計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書
 - (8) 社内規則その他業務マニュアル一式
 - (9) 重要な契約書
 - (10) 株主総会、取締役会、監査役会その他これに準ずる意思決定機関の議事録
 - (11) 監査役監査に関する資料
 - (12) 内部監査に関する資料
 - (13) 事業計画表
 - (14) 計画貸借対照表、計画損益計算書及び計画キャッシュ・フロー計算書
 - (15) 調達資金の使途に関する資料
 - (16) 会社概要
 - (17) 株主名簿
 - (18) ホワイトペーパー

- (19) 経理に関する資料
- (20) 対象事業に関する資料一式
- (21) その他会員が必要と認める資料
- 3 会員は、第1項に基づく審査を行った場合には、次の各号に掲げる記録を作成し、 5年間これを保存しなければならない。
 - (1) 第1項に基づく審査において使用した資料及び情報(当該審査の判断に影響を及ぼすと認められるものに限る。)並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録
 - (2) 第1項に基づく審査の判断の基となった資料及び情報並びに当該審査判断の 形成過程に係る記録
- 4 協会は、第 1 項に基づく対象事業の実現可能性等の審査結果について検証する ものとし、会員はこれに協力しなければならない。協会は、当該検証に要する費用 (人件費、外部専門家への委託費用その他合理的な一切の費用を含む。)の支払い を求めることができ、会員はこれに応じるものとする。
- 5 会員は、本条に基づく審査の結果、対象事業の実現可能性等が低いと自ら又は協会が判断した場合、当該対象事業に係る新規仮想通貨の自己販売業務を実施してはならない。

(購入者への情報開示)

- 第5条 会員は、自己販売業務に基づき新規仮想通貨を販売するときは、あらかじめ、当 該購入者に対して、書面の交付又は電磁的方法により、次に掲げる区分に従い、次 に掲げる事項についての情報を提供するとともに、公衆が容易にアクセス可能な 電磁的方法により、当該情報を公表しなければならない。
 - (1) 発行者の情報
 - イ 発行者の名称、所在地及び登録番号
 - ロ 発行者の沿革
 - ハ 発行者及びその関係会社が営む主な事業の概要
 - ニ 発行者の役員の氏名及び経歴
 - ホ 発行者の業績の概要
 - へ 発行者の財務の状況
 - ト発行者の社員数、組織及び機関
 - チ 発行者の株式の状況
 - リ 発行者のコーポレート・ガバナンスの状況
 - (2) 新規仮想通貨の情報
 - イ 新規仮想通貨の名称及びティッカーコード (シンボル)
 - ロ 新規仮想通貨の発行及び販売の目的
 - ハ 具体的な用途
 - ニ 新規仮想通貨の保有者に対して負担する債務がある場合には、当該債務 の内容、債務者の情報及び履行期日並びに当該債務に係る債権の内容(譲

渡方法、譲渡制限の有無、対抗要件の具備方法及び新規仮想通貨の流出が 生じたことにより当該債権を行使することができなくなる場合は当該債 権の保全方法を含む。)

- ホ 前二に規定する債権に関し、新規仮想通貨の保有者が不利益(発行者に起 因するものを含む。)を被るおそれがある場合はその内容
- へ 新規仮想通貨の発行上限を設ける場合には当該上限数
- ト 新規仮想通貨の発行済みの数量
- チ 新規仮想通貨を取り扱う又は取り扱うことが決定している事業者(国内外を問わない。)が存在する場合には、当該事業者の名称及び取扱時期
- リ 新規仮想通貨の追加発行、追加販売又は無償付与(以下「追加発行等」という。)を予定している場合には、当該追加発行等の内容(追加発行等を 予定しない場合には、その旨)
- ヌ過去に新規仮想通貨の販売(有利販売(本項第5号ワに定める有利販売をいう。)及び無償付与を含む。)が行われた場合には、当該販売等の状況
- ル 発行者が発行済みの新規仮想通貨を償却(当該仮想通貨を消滅又は永続的に使用不能にすることをいう。以下同じ。)することを予定している場合には、当該償却の内容
- ヲ 新規仮想通貨についてマーケットメイカーが存在する場合には、当該マ ーケットメイカーの名称及びマーケットメイクの内容
- ワ 新規仮想通貨の対象システム(第 17 条に定める対象システムをいう。) に脆弱性が発見された場合等において、新規仮想通貨の移転の停止その 他緊急対応措置を講じる可能性がある場合にはその旨
- カ 発行者が保有し、又は保有することとなる新規仮想通貨の総量(総量が 特定できない場合には、その上限及び下限)
- ヨ 発行者が保有する新規仮想通貨の財務諸表上の取扱い
- タ その他概要説明書(仮想通貨の取扱いに関する規則第5条に定める概要 説明書をいう。)記載の内容
- (3) 調達資金の情報
 - イ 調達資金の使途の詳細
 - ロ 調達資金の財務諸表上の取扱い
- (4) 対象事業の情報
 - イ 対象事業の目的
 - ロ対象事業の詳細
 - ハ 対象事業の事業計画の詳細
 - ニ 対象事業の主要な推進者の経歴
 - ホ 対象事業の破綻が新規仮想通貨の価格に与える影響
 - へ 対象事業の遂行のために必要な体制の状況
 - ト対象事業の実現可能性等
- (5) 新規仮想通貨の販売に関する情報

- イ 販売価格
- ロ販売価格の算定根拠
- ハ 販売及び無償付与の対象となる新規仮想通貨の総量(以下「販売等予定 総量」という。)
- ニ 販売期間(販売期間を定めない場合にはその旨)
- ホ 購入の申込み方法
- へ 購入の申込後の撤回の可否及び撤回の方法
- ト 販売の対価として購入者が払い込む仮想通貨又は法定通貨の額等(以下 「払込金額等」という。)に下限を設ける場合にはその内容
- チ 払込金額等の払込方法及び払込期限
- リ 新規仮想通貨の販売に際して購入者が支払うべき手数料、報酬若しくは 費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法
- ヌ 払込金額等の総額等(以下「払込総額等」という。)又は新規仮想通貨の 販売総量が基準値に満たない場合において、払込金額等の全部又は一部 を返還するときにはその旨並びに返還時期及び返還方法
- ル 新規仮想通貨の受渡方法及び受渡時期
- ヲ 新規仮想通貨の販売に条件を付す場合には、当該条件の内容
- ワ 通常よりも有利な価格で新規仮想通貨を販売(以下「有利販売」という。) する場合には次に掲げる事項
 - a. 有利販売の期間
 - b. 有利販売の目的
 - c. 有利販売の対象者
 - d. 有利販売の数量及び販売等予定総量に対する割合
 - e. 有利販売の価格及び割引率
- カ 無償で新規仮想通貨を付与(以下「無償付与」という。)する場合には次 に掲げる事項
 - a. 無償付与の時期
 - b. 無償付与の目的
 - c. 無償付与の対象者
 - d. 無償付与の数量及び販売等予定総量に対する割合
- ヨ 新規仮想通貨の販売に際して優待プログラムを実施する場合には、当該 優待プログラムの内容及び適法性並びに利用者との利益相反の有無
- タ 新規仮想通貨の販売に関しての相談及び苦情に応ずる営業所の所在及び 連絡先
- レ 購入者が利用できる ADR 機関の名称及び連絡方法
- ソ 新規仮想通貨の販売に係る準拠法及び裁判管轄
- ツ 新規仮想通貨の販売に際して発行者及び購入者との間で権利義務関係が 発生する場合には、当該権利義務の内容
- 2 会員は、販売期間が終了した場合には、速やかに、購入者に対して、書面の交付

又は電磁的方法により、次に掲げる事項についての情報を提供するとともに、公衆 が容易にアクセス可能な電磁的方法により、当該情報を公表しなければならない。 販売期間の定めがない場合には、販売開始から3か月後を販売期間の終了時点と みなして本項を適用する。

- (1) 当該販売期間の終了時点における新規仮想通貨の総発行量
- (2) 当該販売期間の終了時点における払込総額等の合計
- (3) 当該販売期間の終了時点における新規仮想通貨の販売総量
- (4) 販売価格が複数存在する場合には、当該販売期間の終了時点における販売価格毎の払込総額等及び新規仮想通貨の販売量
- (5) 当該販売期間の終了時点において無償付与された新規仮想通貨の総量
- (6) 当該販売期間の終了時点において優待プログラムが適用された新規仮想通貨 の総量、当該新規仮想通貨に対する払込総額等その他優待プログラムの適用 状況に関して参考となると認められる事項
- (7) 販売期間の終了時点における発行者及び関連当事者が保有する新規仮想通貨 の総量及びその内訳
- (8) 払込総額等又は新規仮想通貨の販売総量が基準値に満たない場合であって、 販売期間の終了時点において当該基準値に満たないことが確定した場合には、 その旨並びに返還時期及び返還方法
- 3 会員は、販売期間が終了した時点から起算して 3 月を超えない期間ごとに、公 衆が容易にアクセス可能な電磁的方法により、次に掲げる事項についての情報を 公表しなければならない。販売期間の定めがない場合には、販売開始から 3 か月後 を販売期間の終了時点とみなして本項を適用する。

ただし、最終の販売期間が終了した時点から起算して5年を経過している又は 対象事業が終了している場合であって、会員が本項に基づく公表をしなくても利 用者保護に欠けることがないものとしてあらかじめ協会に届出を行い、協会がこ れに異議を述べないときはこの限りではない。

- (1) 第1項第1号に掲げる事項
- (2) 新規仮想通貨の発行及び販売等の状況(追加発行等の状況を含む。)
- (3) 発行者及びその関連当事者が保有する新規仮想通貨の総量及びその内訳
- (4) 新規仮想通貨の市場価格(もしあれば)の推移
- (5) 対象事業の進捗の状況
- (6) 調達資金の全部又は一部を使用した場合には、使用した資金の額等及び使途の内容
- 4 会員は、発行者及び対象事業に関する重要な事項であって、新規仮想通貨の購入 判断(新規仮想通貨の種類、数及び価格並びに売買又は交換の別、方法及び時期に ついての判断又は新規仮想通貨に係る証拠金取引の内容及び時期についての判断 をいう。以下同じ。)に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合には、速やかに、 公衆が容易にアクセス可能な電磁的方法により、当該事象の内容及び発生日につ いての情報を公表しなければならない。

5 会員は、前各項に定める情報の提供及び公表を適時かつ適切に行うために必要 な体制を構築するとともに、協会に対し、前各項に基づく公表情報にアクセスする 方法を通知(当該方法に変更が生じた場合も同様とする。)しなければならない。

(調達資金の適切な管理)

第6条 会員は、新規仮想通貨の販売に基づき取得した調達資金(次項の定めに基づき使用した調達資金を除く。)について、次に掲げる区分に従い、次に掲げるいずれかの方法により、他の資産と区分して管理しなければならない。

(1) 金銭

- イ 預金銀行等への預金又は貯金(調達資金であることがその名義により 明らかなものに限る。)
- ロ 信託業務を営む金融機関等への金銭信託

(2) 仮想通貨

- イ 当該仮想通貨を自己で管理する場合、会員が保有する仮想通貨を管理 するウォレットとは別のウォレットによる管理
- ロ 当該仮想通貨を第三者に管理させる場合、会員が保有する仮想通貨を 管理するウォレット及び当該第三者が保有する仮想通貨を管理するウ ォレットとは別のウォレット(以下、本号に基づき調達資金を管理する 別のウォレットを「調達資金ウォレット」という。)による管理
- 2 会員は、前条第 1 項第 3 号に基づいて利用者に情報開示した資金使途以外の用途に、調達資金を使用してはならない。ただし、対象事業を実現又は遂行するために必要不可欠な場合であって、使用した資金の額等及び使途の内容を購入者に対して事前に開示した場合には、この限りでない。
- 3 第5条第1項第5号ヌに基づく開示(払込総額等又は新規仮想通貨の販売総量が基準値に満たない場合に払込金額等の全部又は一部を返還する旨の開示)を行った会員は、払込総額等又は販売数量が当該基準値を満たすことが確定するまでの間、調達資金を使用してはならない。
- 4 会員は、オフライン環境(インターネット等の外部のネットワークに接続されていない環境をいう。以下同じ。)で保管できない合理的理由が認められる場合を除き、調達資金ウォレット内の仮想通貨を管理処分するために必要な秘密鍵(以下「対象秘密鍵」という。)をオフライン環境で保管しなければならない。
- 5 会員は、対象秘密鍵について、社内規程等に定める権限者以外の者が物理的にア クセスすることができない方法で保管しなければならない。
- 6 会員は、調達資金である仮想通貨の全部又は一部を外部アドレスに払い出す場合には、複数の対象秘密鍵を用いた電子署名を要求するなど会員の役職員による 不正流用を防止するための必要な措置を講じなければならない。
- 7 会員は、前各項に定める調達資金の管理を適正かつ確実に実施するために必要な体制を整備しなければならない。

(調達資金の会計上及び開示上の取扱い)

第7条 会員は、期末日において保有する調達資金及び新規仮想通貨を適切に会計処理 し、財務諸表等により適切に開示しなければならない。

(協会への報告)

- 第8条 会員は、本章に定める義務に違反したことが判明した場合には、直ちに、協会に対して、次の各号に掲げる事項について報告しなければならない。協会は、会員から本条に基づく報告を受けた場合には、速やかに、当該報告を受けた事項を公表するものとする。
 - (1) 義務違反が判明した会員の名称
 - (2) 判明した義務違反の内容及び判明日
 - (3) 当該義務違反を是正するために講じた措置及び講じることを予定する措置の内容

第3章 受託販売業務

第1節 体制の整備

(受託販売審査部門の独立性の確保)

- 第9条 会員は、受託販売業務を的確に遂行することができる体制を確保するとともに、 独立した審査意見の形成を行うため、次の各号に掲げるすべての要件を満たす体 制を構築しなければならない。
 - (1) 受託販売審査部門並びにその責任者及び担当役員の設置
 - (2) 受託販売審査部門において受託販売審査業務を遂行する担当者が受託営業業 務及び仮想通貨関連業務に携わらないこと
 - (3) 受託販売審査部門を担当する役員が受託営業部門及び仮想通貨関連部門を担当しないこと
 - (4) 受託販売審査項目(第15条に定める項目をいう。以下同じ。)を検証できる専門的知見を有する人員を受託販売審査部門に配置すること
 - (5) 受託販売審査の結果が取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告され、 当該意思決定機関の下で最終的な審査判断が決定される手続の確保

(受託販売審査等に係る社内規則及び社内マニュアルの整備)

- 第10条 会員は、受託販売業務を実施するに際して、次の各号に掲げる事項を社内規則に定めなければならない。
 - (1) 受託販売審査項目及び当該項目を適切に審査するために必要な事項
 - (2) 受託販売審査部門が受託営業部門及び仮想通貨関連部門から独立した審査意見の形成を行うために必要な事項
 - (3) 適切な受託販売審査の判断を行うために必要な事項
 - (4) 第16条に基づく発行者の履行状況のモニタリングを行うために必要な事項
 - 2 会員は、受託販売業務を実施するに際して、次の各号に掲げる手順に関する社

内マニュアルを定めなければならない。

- (1) 受託販売審査項目を審査するための手順
- (2) 第16条に基づく発行者の履行状況のモニタリングを行うための手順
- 3 会員は、前2項に規定する社内規則及び社内マニュアルについて、適宜その内容を充実させるものとする。
- 4 会員は、協会が求める場合には、第1項及び第2項に規定する社内規則及び社 内マニュアルを協会に提出しなければならない。

(社内記録の作成及び保存)

- 第11条 会員は、受託販売審査を行った場合には、次の各号に掲げる記録を作成し、5年間これを保存しなければならない。
 - (1) 受託販売審査において収集した資料及び情報(受託の判断に影響を及ぼすと 認められるものに限る。以下「受託販売審査資料等」という。)並びに当該資 料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録
 - (2) 受託販売審査の判断の基となった資料及び情報並びに当該受託判断の形成過程に係る記録

(内部監査の実施)

- 第12条 会員は、次に掲げる事項について、定期的に内部監査を行わなければならない。
 - (1) 第10条第1項に基づき定める社内規則が遵守されていること
 - (2) 第10条第2項に基づき定める社内マニュアルが適正に運用されていること

第2節 反社会的勢力の排除

(反社会的勢力排除のための契約内容)

- 第13条 会員は、発行者との間において締結する受託販売業務に関する契約(以下「受託契約」という。)において、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 発行者が反社会的勢力でない旨を確約すること。
 - (2) 前号の確約が虚偽であると認められたときは、会員の申出により、当該受託契約が解除されること。
 - (3) 発行者が反社会的勢力に該当すると認められたときは、会員の申出により当該受託契約が解除されること。

(反社会的勢力の排除)

- 第14条 会員は、受託販売審査において、発行者が反社会的勢力であるか否か又は反社会 的勢力と関係があるか否か確認しなければならない。
 - 2 会員は、発行者が反社会的勢力に該当すると認められたとき又は反社会的勢力 と関係があることが判明したときは、受託契約を締結してはならない。

第3節 受託販売審査

(受託販売審査等)

- 第15条 会員は、受託販売業務を行うに当たっては、対象事業の実現可能性等、発行者による適時かつ適切な情報の提供及び公表の可否その他新規仮想通貨の販売が適正かつ確実に行われることを確認するために、発行者及び対象事業に係る次の各号に掲げる受託販売審査の項目(以下「受託販売審査項目」という。)について厳正に審査しなければならない。
 - (1) 対象事業の実現可能性等
 - (2) 第5条第1項から第4項に定める情報を適時かつ適切に提供及び公表するために必要な態勢の有無
 - (3) 第6条第1項から第6項に定める調達資金の管理を適正かつ確実に実施するために必要な態勢の有無
 - (4) 期末日において発行者が保有する調達資金及び新規仮想通貨を財務諸表に 適切に開示するために必要な態勢の有無
 - (5) 新規仮想通貨の販売に係る不適切な勧誘及び広告等を防止するために必要 な態勢の有無
 - (6) 新規仮想通貨に係る仮想通貨関係情報(仮想通貨関係情報の管理態勢の整備に関する規則第2条第1号に定める仮想通貨関係情報をいう。)を利用した不適正な取引を防止するために必要な態勢の有無
 - 2 会員は、受託販売審査項目を審査するため、受託販売審査資料等に記載されている事項の内容を確認する場合には、発行者に対し、当該確認すべき内容を書面(電磁的方法を含む。以下同じ。)により送付し、その回答を書面により受領するよう努め、必要に応じて当該発行者との間で面談を行うものとする。
 - 3 会員は、前項の場合において、当該発行者の財務情報の内容が適切であるかを確認する際には、必要に応じて、当該財務情報に意見を付した公認会計士又は監査法人から聴取を行うものとする。
 - 4 協会は、受託販売審査の結果について検証するものとし、会員はこれに協力しなければならない。協会は、当該検証に要する費用(人件費、外部専門家への委託費用その他合理的な一切の費用を含む。)の支払いを求めることができ、会員はこれに応じるものとする。
 - 5 会員は、本条に基づく審査の結果、対象事業の実現可能性等が低いなど新規仮想 通貨の販売が適正かつ確実に行われないと自ら又は協会が判断した場合、当該対 象事業に係る新規仮想通貨の受託販売業務を実施してはならない。
 - 6 会員は、受託販売業務に基づき新規仮想通貨を販売するときは、あらかじめ、当 該購入者に対して、書面の交付又は電磁的方法により、第5条第1項各号に掲げる 事項についての情報(同項第4号トに規定する対象事業の実現可能性等及び同項 第5号ロに規定する販売価格の算定根拠については、これらに係る会員の見解を 含む。)を提供するとともに、公衆が容易にアクセス可能な電磁的方法により、当 該情報を公表しなければならない。
 - 7 会員は、新規仮想通貨の保有者に対して、電磁的方法により、発行者が同条第2

項の規定に基づき提供する情報(電磁的方法により提供される場合に限る。)並びに同条第2項から第4項の規定に基づき公表する情報に容易にアクセスできるようにするための必要な体制を整備しなければならない。

第4節 履行状況のモニタリング

(履行状況のモニタリング)

- 第16条 会員は、定期的に又は必要に応じて適時に、発行者において前条第1項第2号から第6号に定める態勢が適切に構築及び運用されているかのモニタリングを行わなければならない。
 - 2 会員は、前項に基づくモニタリングを通じて、発行者において前条第1項第2号から第6号に定める態勢が適切に構築及び運用されていないことが判明した場合には、発行者に対して、直ちに当該態勢の構築及び運用に向けた是正措置を講じるものとする。かかる措置を講じたにもかかわらず、発行者が必要な態勢を構築しない場合には、当該発行者が発行した新規仮想通貨の取扱いの中止、受託販売業務の解除その他購入者保護のための必要な措置を講じるとともに、速やかに協会に対して、その旨を報告しなければならない。
 - 3 会員は、発行者において前条第1項第2号から第6号に定める態勢が適切に構築及び運用されていないことが判明した場合には、直ちに、協会に対して、次の各号に掲げる事項について報告しなければならない。協会は、会員から本項に基づく報告を受けた場合には、速やかに、当該報告を受けた事項を公表するものとする。
 - (1) 態勢不備が判明した発行者の名称
 - (2) 判明した態勢不備の内容及び判明日
 - (3) 会員が講じた是正措置の内容
 - 4 会員は、前2項に定める是正措置等その他購入者保護のための必要な措置を講じるための必要な権限を、受託契約に基づいて保持しなければならない。

第4章 新規仮想通貨の安全性の確保

(新規仮想通貨の安全性の確保)

- 第 17 条 会員は、販売業務を行うに際して、あらかじめ、新規仮想通貨に利用されるブロックチェーン及びスマートコントラクト並びに当該仮想通貨を保管するウォレットその他当該仮想通貨の品質に影響を与えるシステム(以下「対象システム」という。)の安全性を検証しなければならない。
 - 2 会員は、販売業務に基づいて新規仮想通貨の販売を行った後においても、定期 的に又は必要に応じて適時に、対象システムの安全性を検証しなければならな い。
 - 3 会員は、対象システムに脆弱性が発見された場合等、新規仮想通貨の保有者の 利益が現に害される又は害されるおそれのある事象(以下「問題事象」という。) が発生した場合には、速やかに、当該事象を除去するための必要な措置を講じな

ければならない。この場合において、会員が必要な措置を講じる場合には、新規 仮想通貨の流通市場に影響を与えない範囲及び態様にてこれを実施するよう努 めるものとする。

- 4 会員は、前3項に基づく安全性の検証及び問題事象に対する必要な措置を適 正かつ確実に実施するための必要な体制を整備しなければならない。
- 5 会員は、問題事象が発生した場合には、直ちに、協会に対して、次の各号に掲 げる事項について報告しなければならない。協会は、会員から本項に基づく報 告を受けた場合には、速やかに、当該報告を受けた事項を公表するものとする。
 - (1) 問題事象が発生した新規仮想通貨及びその発行者の名称
 - (2) 発生した問題事象の内容及び発生日
 - (3) 会員が講じた是正措置の内容

第5章 販売価格の妥当性

(販売価格の妥当性の審査)

- 第 18 条 会員は、販売業務を行うに際しては、必要に応じて投資需要の調査を行う等新規 仮想通貨の販売価格を合理的に算出し得る方法を用いて、あらかじめ新規仮想通 貨の販売価格又は販売価格の範囲等の妥当性を審査しなければならない。
 - 2 会員は、販売業務を行うに際しては、事業計画において必要とされる資金額を上回ることのないように、新規仮想通貨の販売総額及び発行総量を決定し又は発行者によって決定されていることを審査しなければならない。
 - 3 会員は、販売業務を行うに際しては、第1項に基づく新規仮想通貨の販売価格又は販売価格の範囲等の妥当性について、協会に対して説明するものとし、協会はこれを検証しなければならない。協会は、当該検証に要する費用(人件費、外部専門家への委託費用その他合理的な一切の費用を含む。)の支払いを求めることができ、会員はこれに応じるものとする。